

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業に関する要望について

令和4年12月23日  
大阪府中央卸売市場

## 1. 概要

今般、急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が令和5年1月から実施される。

この対象には、家庭や中小企業に対する支援を優先するという考え方のもと、低圧及び高圧契約が対象であり、特別高圧契約は対象外となっている。その結果、全国の中央卸売市場（65市場）では20市場が対象外となり、中小企業である場内事業者が負担軽減の対象外となっている。

## 2. 国への要望等

12月16日 大阪府環境農林水産部長から近畿農政局長に対し要望

” 全国中央卸売市場協会を通じ、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、  
要望書を提出

\*上記の要望活動以外にも、全国中央卸売市場協会から国会議員に対し、本事案に関する要望を行うなど、あらゆる機会を通じて働きかけ等を行っているところ。

### <参考>

#### 電気・ガス価格激変緩和対策事業

##### <制度概要>

- ・2022年10月に「物価高克服・経済再生実現のための総合対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策
- ・電気料金の上昇により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するもの。

##### <適用対象>

低圧・高圧の電気受給契約者（特別高圧受給契約者は対象外）

##### <適用期間及び軽減額>

2023年1月使用分～9月使用分

低圧：1kWhあたり7円値引き、高圧：1kWhあたり3.5円値引き